

庄内町からの お知らせ

在宅酸素療法者助成 医療機関通院交通費助成

10月分から3月分までの在宅酸素療法者助成、通院交通費助成について受付を行います。

【在宅酸素療法者助成】

- 対象**：呼吸器機能障害による身体障害者手帳（1級、2級除く）を所持し、医師の処方により在宅酸素療法を行っている方
- 提出書類**：支給申請書（入院や施設入所などの療養休止期間を伺います）

※以下は新規の場合のみ必要
登録申請書、使用指示書（医療機関の証明が必要）または使用証明書（機器業者の証明が必要）

【医療機関通院交通費助成】

- 対象**：次のいずれにも該当する方
①人工透析療法を受けるため、医療機関に交通機関（自家用車を含む。医療機関の送迎車は除く）を利用して通院している方
②本人および同居生計中心者の令和3年分所得税非課税世帯の方
③生活保護法などの他の法令により通院交通費の給付を受けていない方

- 提出書類**：申請書（自家用車の場合は、片道の距離が必要）、医療機関通院報告書（通院先医療機関での証明必要）

【共通事項】

- 持ち物**：上記提出書類、身体障害者手帳、印鑑
- 提出期限**：4/4(月)必着
- ※前回該当した方には既に書類を送付しています。新規で助成を受ける方は、保健福祉課であらかじめ書類を受け取り、医療機関または機器業者より証明を受けてください。
- 問・提出先**：保健福祉課福祉係 ☎0234-42-0146

障がいのある方に対する軽自動車税(種別割)の減免

障がいのある方が所有する軽自動車で、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

- 対象**：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、特定の区分・級に該当する方※詳しい障がいの区分、級別などは問合せください。
- 車検証の名義人**：ご本人名義の軽自動車に限ります。（18歳未満は、同居し生計を同じくする方名義も可）
- 受付期間**：3/16(水)～5/2(月) 8:30～17:15※5/3(火)以降受付の場合は減免できません。
- 申請場所**：税務町民課住民税係、立川総合支所総合支所係
- 持ち物**：車検証、運転免許証（運転する方）、障害者手帳など、軽自動車税（種別割）納税通知（4/15(金)頃発送予定）、マイナンバーカードまたは通知カード
- 問合せ**：税務町民課住民税係 ☎0234-42-0144

楯山公園グリーン作戦にご協力ください

桜の名所「楯山公園」では、今年も桜の開花に先立ち、公園内を清掃するグリーン作戦を実施します。

- 日時**：4/10(日) 6:30～7:30
- 場所**：楯山公園
- 内容**：公園内のゴミ、落ち葉拾い
※軍手は各自ご持参ください。また運搬用台車（一輪車）のある方はご持参ください。
- 問合せ**：町観光協会（商工観光課観光物産係内） ☎0234-42-2922

個人町県民税の 申告期限を延長します

- 期限**：4/15(金)※土日祝日を除く
- 場所**：庄内町役場B棟
- 受付時間**：9:00～11:00、13:30～15:00
- 留意点**：
 - ①この期限延長は、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付などすることができないと認められるやむを得ない理由がある場合、簡易な方法により個別に延長できるようにしたものです。
 - ②事前に予約してください。
 - ③延長期間中に申告された場合、個人町県民税額および各種保険料の当初算定に間に合わないことがあります。
- 問・申込み**：税務町民課住民税係 ☎0234-42-0143

国民年金学生納付特例制度

20歳になると学生でも国民年金に加入しなければなりません。前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付を猶予することができます。申請する場合は、学生証の写しか在学証明書を持参し、役場窓口で手続きしてください。

- 対象**：学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生
- ※令和3年度に申請された方で、令和4年度も引き続き在学予定の方には、4月初めにハガキ形式の申請書が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入し返送してください。
- ※保険料の納付を希望される場合は年金事務所にご連絡ください。
- 問合せ**：鶴岡年金事務所 ☎0235-23-5040、税務町民課町民係 ☎0234-42-0133

困ったら1人で悩まず 行政相談委員へ

- 国・特殊法人・独立行政法人などの仕事、手続、サービスなどで、お困りになっていること、納得のいかないこと、要望したいことなどありませんか。総務大臣が委嘱している行政相談委員が、「無料」「秘密厳守」でご相談に応じます。
- 日時**：4/6(水) 13:30～15:00
- 場所**：狩川まちづくりセンター
- 問合せ**：総務課文書法制係 ☎0234-42-0126

「成年後見制度」 知っていますか？

認知症や障がいにより判断能力が不十分となり、財産管理や契約することなどが困難となった方を保護・支援する制度です。

- 「法定後見制度」
家庭裁判所に申立てをすることで、成年後見人などが選ばれる制度
- 「任意後見制度」
将来に備え、後見人になってもらいたい人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度
※詳細は問合せください。
- 問合せ**：保健福祉課高齢者支援係 ☎0234-43-0490
福祉係 ☎0234-43-0818

国・県・市町村 からのお知らせ

国家公務員採用試験

試験名	申込期間(インターネット)	第1次試験日
総合職(院卒・大卒程度)	3/18(金) 9:00～4/4(月)	4/24(日)
一般職(大卒程度)	3/18(金) 9:00～4/4(月)	6/12(日)
一般職(高卒者)	6/20(月) 9:00～6/29(水)	9/4(日)

■**問合せ**：人事院東北事務局第二課試験係 ☎022-221-2022

HP <https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

後期高齢者医療保険料の 保険料率などが変わります

令和4・5年度の保険料率は保険料の賦課限度額と併せて、次のとおり改定されます。

- 【**保険料率**】
- 所得割率**：8.68%→8.80%
(所得に応じて負担していただく分を算定する際の率)
- 均等割額**：43,100円(変更なし)※加入者が公平に負担する分
- 【**保険料の賦課限度額**】
- 賦課限度額**：64万円→66万円
※詳細は7月に送付されるリーフレットに記載されます。
- 問合せ**：県後期高齢者医療広域連合 ☎0237-84-7100

各種団体 からのお知らせ

甲乙同時防火管理者講習

- 日時**：6/2(木)～6/3(金)
※乙は6/2(木)のみ
- 場所**：酒田勤労者福祉センター
- 定員**：100人
- 申込期間**：3/31(木)～4/7(木)
- 申込方法**：インターネット・FAX
- 問合せ**：(一社)山形県消防設備協会 ☎023-629-8477



庄内町郷土史研究会総会・ 記念講演・新規会員募集

- 記念講演終了後、総会を行います。
- 日時**：3/23(水) 13:30～14:50
- 場所**：余目第二公民館
- 講演内容**：酒井家庄内入部400年の歩みについて
- 講師**：致道博物館主任学芸員 菅原義勝氏
- 参加料**：無料
- 新規入会料**：年会費2,500円
- 問合せ**：庄内町郷土史研究会会長 志田重一 ☎0234-42-3205

Facebookで 情報発信しています！

ページへの「いいね！」や記事のシェアをぜひお願いします。



ドアをリニューアルしました!!

引き戸にしたので風にあおられることなく、また、手すりや、スロープもついて高齢者に大変やさしくなりました。

ヘアサロン さとう ☎0234-42-1538
余目沢田148

【メニュー】

- カット(シャンプー込み) ¥4,070
- カラー(シャンプー・カット込み) ¥8,800
- パーマ(シャンプー・カット込み) ¥9,900
- 縮毛矯正(シャンプー・カット込み) ¥16,500
- ヘッドスパ(20分) ¥3,300

ヘアサロン クローバー

小さなお子様も一緒に！
大型モニター YouTube 完備！
新規ご予約のお客様 初回10%OFF

お気軽に電話ください

庄内町南野字北野19-4
TEL.070-2012-4190

有料広告